

令和8年度 廿日市市一般廃棄物処理計画（実施計画）

1 事業期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

2 処理する一般廃棄物の種類

固形状一般廃棄物及び液状一般廃棄物とする。

3 処理区域

市域全域とする。

4 処理対象人口

(1) 行政区域人口

113,554人

(2) 固形状一般廃棄物 (単位：人)

項目	人口
計画処理区域人口	113,554
計画収集人口	113,554

(3) 液状一般廃棄物 (単位：人)

項目	人口
計画処理区域人口	113,554
計画し尿収集人口	5,869
浄化槽人口	28,762
公共下水道人口	78,599
農業集落下水道人口	324

(4) 各地域別の処理対象人口

ア 固形状一般廃棄物

(単位：人)

項目	廿日市地域	佐伯地域	吉和地域	大野地域	宮島地域	計
計画処理区域人口	74,739	8,077	572	28,960	1,206	113,554
計画収集人口	74,739	8,077	572	28,960	1,206	113,554

イ 液状一般廃棄物

(単位：人)

項目	廿日市地域	佐伯地域	吉和地域	大野地域	宮島地域	計
計画処理区域人口	74,739	8,077	572	28,960	1,206	113,554
計画し尿収集人口	2,580	873	3	2,411	2	5,869
浄化槽人口	13,676	4,408	58	10,604	16	28,762
公共下水道人口	58,483	2,472	511	15,945	1,188	78,599
農業集落下水道人口	0	324	0	0	0	324

5 処理を行う一般廃棄物の種類

(1) 家庭から排出された固形状一般廃棄物

燃やせるごみ	台所の生ごみ、木くず、再生できない紙類・布類・ビニール・プラスチック類、皮革製品、発泡スチロール、棒・板等で長さが30センチメートル未満のもの
埋立ごみ	灰、汚泥、陶磁器類、ガラス類等
資源ごみ	紙類（新聞、雑誌、ダンボール、雑がみ）、紙パック、ペットボトル・プラスチック製容器、布類、びん、かん類、剪定枝（長さ1メートル以内のもの）
大型ごみ	家電製品（特定家庭用機器廃棄物を除く。）、家具、寝具類その他最長の辺の長さまたは最大径が30センチメートル以上のもの（生木、材木等で直径10センチメートルを超えるものを除く）
小型及び複雑ごみ	金属または金属とプラスチックなど複数の素材からできているもの、膜状・ひも状・コード状のもの、玩具、CDやカセットテープ、びんやかんのフタ（金属）、LED製の電球・蛍光管、電気コード、針金、鎖等で、30センチメートル未満のもの
有害ごみ	乾電池、蛍光管、体温計、鏡等の水銀含有物

(2) 事業活動に伴って排出された固形状一般廃棄物

(1)に同じ ※ただし、産業廃棄物は除く。

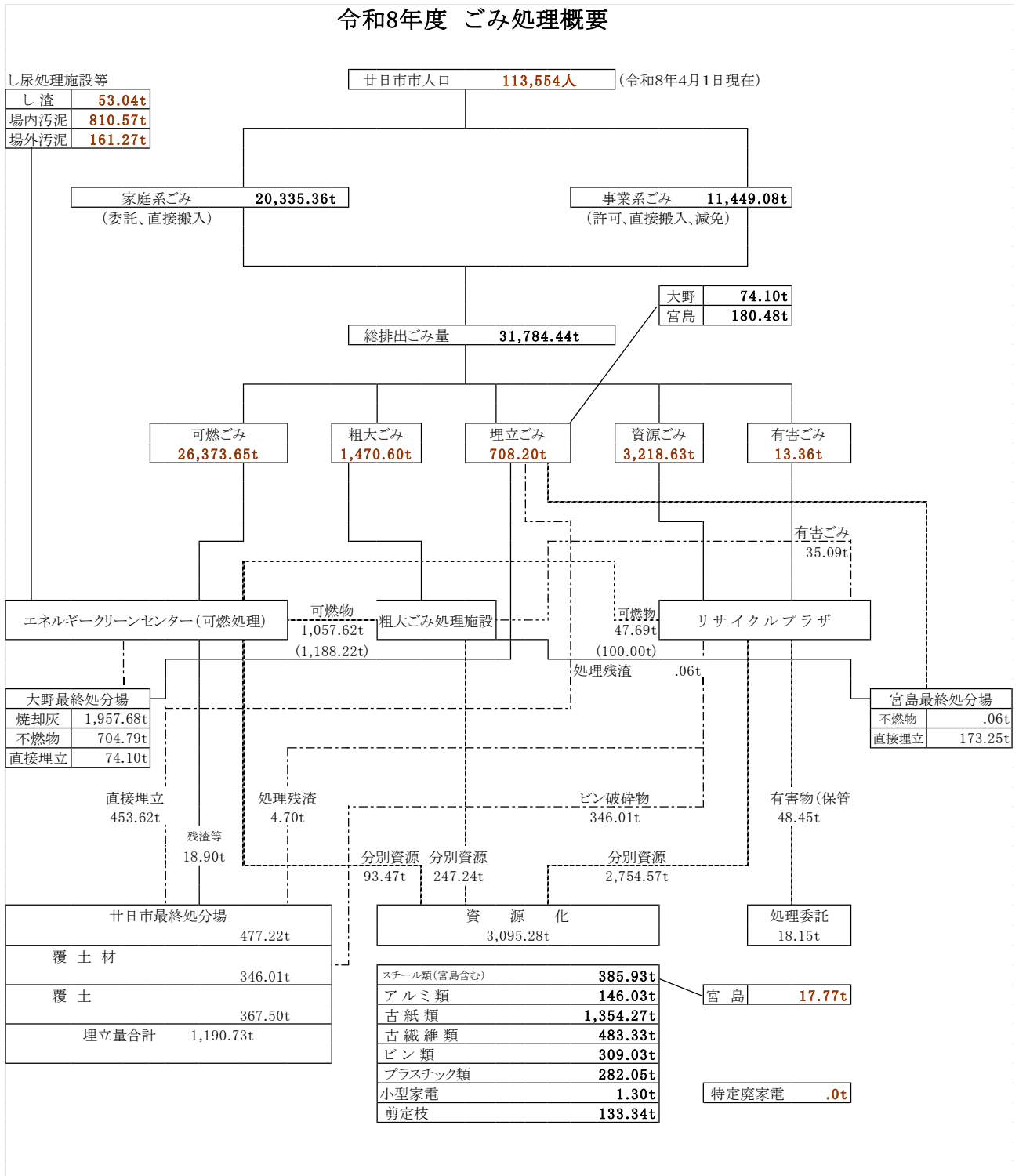
(3) 上記以外の固形状一般廃棄物

発生種別	発生理由
一斉清掃ごみ (地域清掃ごみ)	市内で一斉に実施する道路側溝や河川等の清掃、町内清掃などの地域住民による奉仕活動に伴って生じる固形状一般廃棄物
不法投棄ごみ	市が管理する土地等に不法投棄された排出者が不明でかつ土地の管理者等による処理が困難な固形状一般廃棄物
その他のごみ	特に市長が必要と認めるもの

(4) 液状一般廃棄物

種類	発生場所
し尿	家庭、事業場、仮設トイレ等
浄化槽汚泥	家庭、事業場等

6 固形状一般廃棄物の発生量の見込み



7 液状一般廃棄物の発生量の見込み

廃棄物の種類	廿日市地域	佐伯地域	吉和地域	大野地域	宮島地域	計
し尿 (k l / 年)	1, 040	1, 542	23	1, 047	6	3, 658
浄化槽汚泥 (k l / 年)	9, 804	2, 211	325	6, 618	30	18, 988

8 一般廃棄物の処理

区分		運搬種別	中間処理	最終処分	
固形状一般廃棄物	収集委託ごみ	燃やせるごみ	委託業者 10 社 燃やせるごみ はつかいちエネルギークリーンセンターで焼却処理（熱回収） 大型ごみ・小型及び複雑ごみ はつかいちエネルギークリーンセンターで剪断・破碎選別、焼却等 資源ごみ・有害ごみ エコセンターはつかいちで破袋・圧縮・選別（機械選別・手選別併用）	残さ等 大野一般廃棄物最終処分場に埋立 埋立ごみ （宮島地域を除く市内全域） エコセンターはつかいち（最終処分場）または大野一般廃棄物最終処分場（家庭ごみのみ）に埋立 （宮島地域） 宮島一般廃棄物最終処分場に埋立 有害ごみ 全国都市清掃会議：広域回収・処理計画により再資源化	
		大型ごみ・小型及び複雑ごみ			
		資源ごみ 有害ごみ			
		埋立ごみ			
	その他	燃やせるごみ	個人・事業者又は許可業者 23 社	エコセンターはつかいちで破袋・圧縮・選別（機械選別・手選別併用）	民間業者に売却：サーマルリサイクル
		大型ごみ・小型及び複雑ごみ			
		資源ごみ 有害ごみ			
		埋立ごみ			
	かき筏 ※竹に限る	事業者又は許可業者 23 社	広島炭化工業（株）で破碎	民間業者に売却：サーマルリサイクル	
	FRP 廃船	許可業者 1 社	(株)スナダ（東広島市）で破碎・選別	-	
液状一般廃棄物	し尿	許可業者 3 社及び委託業者 4 社	<ul style="list-style-type: none"> 廿日市衛生センターで処理 し渣、脱水汚泥は、はつかいちエネルギークリーンセンターで焼却 宮島地域は、宮島水質管理センターへ搬入・処理 	<ul style="list-style-type: none"> 焼却灰は、大野一般廃棄物最終処分場に埋立 	
	浄化槽汚泥	許可業者 10 社			

9 一般廃棄物処理業等の許可方針

一般廃棄物の適正な処理、収集及び運搬を継続的かつ安定的に実施するため、一般廃棄物処理業の許可は、「一般廃棄物処理業の許可に関する基本方針」によるものとする。

10 処理計画

(1) 収集運搬計画

ア 固形状一般廃棄物

(イ) 家庭から排出されるごみ

a 収集事業形態

市が委託した業者が収集運搬を行う。

b 収集方法及び収集回数等

ごみは6分別し、町内会等で決められている集積所からの収集とする。また、収集頻度及び排出方法は次のとおりとする。

区 分	収集頻度	排 出 方 法
燃やせるごみ	週2回	指定袋（黄色）に入れる。長さは30cm未満とする。
埋立ごみ	月1回	指定袋（白）または外装袋、土のう袋に入れる。
資源ごみ	月2～3回 佐伯・吉和地 域は週2回	びん・かん類、布類及びプラスチック製容器は指定袋（白）または外装袋に入れる。 紙類（新聞、雑誌、ダンボール）、紙パック等はひもで束ねる。 雑がみは紙袋に入れてひもで縛る。
資源ごみ（剪定枝）	2月に1回	長さ1m以内、1本あたりの直径10cm以下の枝を重さ5kg以内に束ねてひもで縛る。
大型ごみ	月1回	長さが30cm以上のものは大型ごみ処分手数料納付券（1枚200円）を貼る。（1m未満は1枚、2m未満は2枚、2m以上は3枚）1つのものを分解した場合は、それぞれに分解したことを表示する。
小型及び複雑ごみ	月1回	指定袋（緑）または外装袋に入れる。
有害ごみ	月1回	指定袋（白）または外装袋に入れる。 蛍光管は購入時の箱に入れる（箱がない場合や複数本の場合はそのままひもで束ねる）。

- c 収集開始時間
廿日市・大野地域は午前7時30分、佐伯・吉和地域は午前8時、宮島地域はそれぞれ決められた時刻
- d 特例について
 - ・燃やせるごみについては、庭木の枝、オムツ及び草を白の指定袋で出せる特例を設けた。
 - ・資源ごみ（剪定枝）について、エコセンターはつかいちに直接搬入する場合に限り、長さ1m以内であれば、直径10cmを超える枝、幹も受入れることとした。
 - ・大型ごみについて、①折りたたんで出す場合、②棒状で同じ種類のものを束ねて出す場合、③分解して出す場合、④ハンガー、⑤ジョイントマット（同一規格のもの）の特例を設けた。
- e 違反ごみ、不法投棄ごみについて
 - ・集積所に不適正に排出された違反ごみは、赤色の違反シールを貼り、集積所に残置する。1～2週間程度経過しても改善が図られない場合は、市で回収し開封調査を行い処理する。悪質な場合は排出者に指導もしくは警察に通報する。

(イ) 家庭から一時的に多量に排出されるごみ

- a 収集事業形態
直接搬入または一般廃棄物収集運搬許可業者に依頼する。
- b 排出及び搬入方法
家庭ごみの区分及び排出方法により分別し、指定の処理施設へ搬入する。
- c 搬入時間
 - ・はつかいちエネルギークリーンセンター
月曜～土曜 午前8時30分から12時まで 午後1時から4時まで
ただし、日曜、年末年始は受け付けない
 - ・エコセンターはつかいち（リサイクルプラザ、廿日市一般廃棄物最終処分場）
月曜～土曜 午前8時30分から12時まで 午後1時から4時まで
ただし、日曜・祝日、年末年始は受け付けない。
 - ・大野一般廃棄物最終処分場
月曜～金曜 午前8時30分から12時まで 午後1時から4時まで
ただし、土曜・日曜・祝日、年末年始は受け付けない。
 - ・宮島清掃センター
月曜～土曜 午前8時30分から12時まで 午後1時から4時30分まで
ただし、日曜、元日は受け付けない。
 - ・宮島一般廃棄物最終処分場
平日 午前9時から12時まで 午後1時から4時まで
ただし、月、火、木、土、日曜・祝日、年末年始は受け付けない。
 - ・佐伯クリーンセンター跡地（佐伯・吉和地域限定の拠点回収）
毎月第2土曜 午前9時から12時まで

(ロ) 事業活動に伴って排出されるごみ

a 収集事業形態

直接搬入または一般廃棄物収集運搬許可業者に依頼する。

b 排出及び搬入方法

家庭ごみの区分及び排出方法により分別し、指定の処理施設へ搬入する。

処理手数料は、10キログラムあたり150円（可燃ごみ有料指定袋及び大型ごみ処分手数料納付券の購入不要）。

(エ) 一斉清掃ごみ・地域清掃ごみ（公用搬入ごみ）

a 収集事業形態

奉仕活動により発生したごみは、市または市が委託した業者が収集運搬を行う。

b 排出及び搬入方法

家庭ごみの区分及び排出方法により分別し、指定のごみ処理施設へ搬入する。

公用搬入ごみとして取り扱う場合、処理手数料は無料。

(オ) 漁業協同組合から排出されるかき筏の竹

a 収集事業形態

直接搬入または一般廃棄物収集運搬許可業者に依頼する。

b 排出及び搬入方法

処理可能な基準にして、指定のごみ処理施設へ搬入する。

処理手数料は、10キログラムあたり150円以内

イ 液状一般廃棄物

(ア) 一般家庭及び事業所から排出されるし尿

a 収集事業形態

一般廃棄物収集運搬許可業者（佐伯地域、吉和地域、大野地域）及び委託業者（廿日市地域、宮島地域）による。

b 収集方法及び収集回数

各家庭または事業所から、概ね月1回、仮設トイレは依頼を受けて随時収集する。

c 搬入

廿日市衛生センター（宮島地域は公共下水道処理場）へ搬入する。

(イ) 浄化槽汚泥

a 収集事業形態

一般廃棄物収集運搬許可業者の収集事業形態による。

b 収集方法及び収集回数

各家庭または事業所から所定の頻度で収集する。

c 搬入方法

廿日市衛生センターへ搬入する。

※浄化槽法第10条第1項の規定により、施設の管理者が許可業者に依頼する。

ウ 収集及び処分できない固形状一般廃棄物

区分	具体例	処理方法に係る指示等
市が行う処理に著しく支障がある物	在宅医療等に伴って生じる注射針等の鋭利なもの等で、処理施設での処理が困難なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・販売店、メーカーに引取り依頼、または専門業者引き渡して処理。 ・在宅医療等に伴って生じる注射針等の鋭利な物は、医療機関、薬局等に引取依頼し、当該医療機関、薬局等が適正に処理すること。
	ピアノ、金庫、自動車及び廃タイヤ（自動車部品を含む）、廃自動二輪（原動機付自転車を含む）、消火器等	
引火性または爆発性を有する物	ガスボンベ、石油類（灯油・ガソリン）、塗料等	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車、自動二輪車や消火器は、各リサイクルシステムに基づく取扱店へ引渡して処理。
有毒性の物	農薬や園芸用品等の化学薬品類、毒劇物、バッテリー等	<ul style="list-style-type: none"> ・引火性、爆発性、有毒性を有するものは、専門業者に引渡して処理すること。
特別管理一般廃棄物	医療機関等から排出される血液等が付着した包帯、ガーゼ等	<ul style="list-style-type: none"> ・特別管理産業廃棄物処理業者に委託すること。
特別法等により処理すべきもの	「特定家庭用機器再商品化法」第2条第5項に定めるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・同法対象機器は、購入した販売店または製品を購入する小売業者へ引取を依頼するか、若しくは自らまたは市に依頼して製造メーカー指定引取場所へ搬入すること。
	「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」第2条に定めるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・同法に定めるフロン類及び特定製品を廃棄する場合は、登録を受けたフロン類回収業者に回収を依頼すること。
	資源の有効な利用の促進に関する法律対象機器	<ul style="list-style-type: none"> ・デスクトップ型・ノートブック型パソコン本体、CRT式ディスプレイ、液晶式ディスプレイ、ディスプレイ一体型パソコン <ul style="list-style-type: none"> ・パソコン製造メーカーに回収を依頼。 ・回収メーカーがない使用済みパソコンは、「(一社)パソコン3R推進センター」に回収を依頼する。 ・「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」に基づく認定事業者に処理を依頼すること。 ・市が設置する小型家電回収ボックスに排出すること（15 cm×30 cmの投入口に入るものに限る）。

(2) 一般廃棄物処理施設の整備に関する事項

ア 積替保管施設（可燃性廃棄物積替施設）

施設名称	廿日市市宮島清掃センター
所在地	廿日市市宮島町1171番地6
貯留対象	燃やせるごみ
貯留能力	25 t/日（容量125 m ³ ）

イ 中間処理施設（固形状一般廃棄物）

(ア) 焼却及び粗大ごみ処理施設

施設名称	はつかいちエネルギークリーンセンター
所在地	廿日市市木材港南12番8号
処理方式	流動床式焼却炉、手選別、機械選別併用
処理対象	燃やせるごみ、大型ごみ、小型及び複雑ごみ
処理能力	焼却処理150 t/日、粗大処理10 t/日

(イ) 資源選別処理施設

施設名称	エコセンターはつかいち（廿日市市リサイクルプラザ）
所在地	廿日市市宮内3860番地
処理方式	手選別、機械選別併用
処理対象	資源ごみ、有害ごみ
処理能力	24.2 t/日

(ウ) 不燃物処理施設（宮島地域）

施設名称	廿日市市宮島不燃物処理施設
所在地	廿日市市宮島町1171番地6
処理工程	圧縮・梱包
処理対象	埋立ごみ、不燃性大型ごみ
処理能力	25 t/日

(エ) 粗大ごみ処理施設（宮島地域）

施設名称	廿日市市宮島粗大ごみ処理施設
所在地	廿日市市宮島町1171番地6
処理工程	破碎・選別
処理対象	可燃性大型ごみ
処理能力	4 t/5 h

(オ) かき篋処理施設

施設名称	広島炭化工業株式会社
所在地	廿日市市木材港北9番11号
処理工程	破碎
処理対象	かき筏の竹
処理能力	200 t/日 以上

ウ 液状一般廃棄物処理施設

(ア) し尿処理施設

施設名称	廿日市衛生センター
所在地	廿日市市木材港南12番8号
処理方式	活性汚泥処理方式
処理能力	100 kℓ/日
残さ等	はつかいちエネルギークリーンセンターで焼却処理

(イ) し尿処理施設 (宮島地域)

施設名称	廿日市市宮島水質管理センター
所在地	廿日市市宮島町
処理方式	水処理－標準活性汚泥法 汚泥処理－濃縮→脱水→有効利用
処理能力	4,800 m ³ /日 (公共下水処理能力)

エ 最終処分施設

(ア) 廿日市市一般廃棄物最終処分場

埋立施設

施設名称	廿日市市一般廃棄物最終処分場
所在地	廿日市市宮内3836番地
埋立地面積	18,000 m ²
埋立容量	152,809 m ³
残余容量	54,401 m ³
埋立方式	セル方式

浸出水処理施設

施設名称	廿日市市一般廃棄物最終処分場 (浸出水処理施設)
所在地	廿日市市宮内3836番地
処理方式	前処理、生物処理、凝集沈殿処理、高度処理、滅菌・放流、汚泥処理
処理能力	70 m ³ /日、最大350 m ³ /日

(イ) 廿日市大野一般廃棄物最終処分場

埋立施設

施設名称	廿日市市大野一般廃棄物最終処分場
所在地	廿日市市大野 1 8 1 4 番地 2 2
埋立地面積	3 0, 0 0 0 m ²
埋立容量	2 2 1, 0 0 0 m ³
残余容量	1 4 8, 1 6 6 m ³
埋立方式	セル方式

浸出水処理施設

施設名称	廿日市市大野一般廃棄物最終処分場（浸出水処理施設）
所在地	廿日市市大野 1 8 1 4 番地 2 2
処理方式	生物処理、凝集沈殿処理、高度処理、濃縮、遠心脱水、埋立処分
処理能力	1 0 0 m ³ /日

(ウ) 廿日市市宮島一般廃棄物最終処分場（宮島地域）

埋立施設

施設名称	廿日市市宮島一般廃棄物最終処分場
所在地	廿日市市宮島 1 1 5 3 番地 1 2
埋立地面積	6, 7 0 0 m ²
埋立容量	3 3, 0 0 0 m ³
残余容量	2 2, 6 0 7 m ³
埋立方式	セル方式
浸出水処理方式	下水道投入による

(4) 一般廃棄物の処理施設の整備の方針

ア 固形状一般廃棄物

- ・プラスチック類の資源化品目拡大に対応するため、エコセンターはつかいち及びリサイクルプラザでの処理工程見直し、一時保管庫の整備を行う。
- ・宮島地域での廃棄物の処理及び資源化、積替を効率的に行うため、宮島清掃センターについて施設配置等の検討を進める。

イ 液状一般廃棄物

- ・廿日市衛生センターの老朽化に対応するため、令和 11 年度を目途に廿日市浄化センター（下水道施設）でのし尿等受入を開始し、衛生センターを廃止する。

(5) 手数料の額

ア 家庭系ごみ (処分手数料)

燃やせるごみ (有料指定袋10リットル)	10円/枚
燃やせるごみ (有料指定袋20リットル)	20円/枚
燃やせるごみ (有料指定袋30リットル)	30円/枚
燃やせるごみ (有料指定袋45リットル)	45円/枚
大型ごみ (最長の辺または最大径が30cm以上1m未満)	200円/個
大型ごみ (最長の辺または最大径が1m以上2m未満)	400円/個
大型ごみ (最長の辺または最大径が2m以上)	600円/個

イ 事業系ごみ (処分手数料)

10kgまでごとに (大型ごみも同様)	150円
---------------------	------

ウ 特定家庭用機器廃棄物収集運搬手数料

1個につき	3,050円
(令和8年7月1日から) 1個につき	4,500円

エ し尿処理手数料 (委託)

廿日市地域	家庭・事業所から排出されるもの	18リットルまでごと	350円
	仮設便所から排出されるもの	〃	450円
宮島地域	公共下水道処理区域外の家庭、事業所等から排出されるもの	10リットルまでごと	165円
	公共下水道処理区域内の家庭、事業所等から排出されるもの	〃	220円
	仮設便所から排出されるもの	〃	220円

11 ごみの排出抑制計画

(1) 市民対象啓発事業

ア 分別早見表、分別ポスターの配布

- ・ごみの分別早見表、分別ポスターを、一般市民や転入者に対して配布する。
- ・事業者に対し、事業系廃棄物取扱マニュアルを周知する。

イ リサイクル講座の実施

- ・はつかいちエネルギークリーンセンターや、市民センターなどにおいて、リサイクルに関する啓発講座を実施する。

ウ ごみの減量化と資源の有効活用を啓発するためのイベントの開催

- ・はつかいち環境フェスタ、市民センターまつり、各地域で開催のイベントでのブースの出展等を行う。

エ 情報発信

- ・市民にごみへの関心・意識をもってもらうため、市広報紙やホームページ、ごみ分別アプリ等を活用し、

廃棄物に関することについて情報発信をする。

オ 出前トーク・出前講座の実施

- ・ごみ分別やリサイクルへの理解を深めてもらい、ごみ行政に関する施策への理解や普及啓発を推進するための出前講座を実施する。
- ・出前トークを収録した動画を公開する。

(2) 環境教育事業

ア 小学生への啓発

- ・各小学校に配布している小学校4年生の環境補助教材(環境副読本)にごみ処理の流れや処理施設の仕組み等について解説し、ごみ問題についての理解と啓発を行う。

(3) 資源回収支援事業

ア 資源回収推進報奨金の交付

- ・資源回収を活発化と資源活用の重要性を啓発するため、子ども会・町内会等が実施する資源回収活動に対して報奨金を交付する。

(4) ごみ減量化事業

ア 生ごみ処理機等購入費補助金の交付

- ・ごみの減量化、再資源化の推進を図るため、電動生ごみ処理機・非電動式生ごみ処理器等の購入者に対し、購入費の一部を補助金として交付する。

イ 食品ロスの削減

- ・食品ロスの削減をごみの減量化に向けた重点施策として位置づけ、市民、事業者及び行政が連携し、食品ロス削減の取組を推進する。

(ア) 食品ロス削減協力店登録制度

- ① 食品ロスの削減に積極的に取り組む事業者を「食品ロス削減協力店」として認定し、ホームページ等でPRを行う。
- ② 食品ロス削減協力店のうち、希望する小売店に利用客へ「てまえどり」を呼びかけるポップを配布する。
- ③ 食品ロス削減協力店のうち飲食店等において「食べ残しゼロ」を呼びかけるコースターや卓上スタンドを配布し、利用客へ料理をおいしく食べきることを啓発する。

(イ) 「はつかいち mottainai 大作戦」(食品ロス) サイトの運用

- ① 食品ロス削減協力店の紹介やイベント情報、家庭で行える食品ロス削減の取組などの掲載により、市民へ情報発信を行う。

(ウ) フードドライブの実施

- ① 市役所窓口(常設)や、環境フェスタ等のイベントでフードドライブを実施する。

(エ) 市民への啓発、意識調査の実施

- ① 食品ロス削減について啓発する動画を市公式Youtube や市役所庁舎等のサイネージで放映するほか、各種SNS広告で宣伝する。
- ② 冷蔵庫の中身をチェック・整理することで食品の使い切りを促すマグネットを講座やイベント等で

配布する。

③ 食品ロス削減に関する市民の意識調査を実施する。

(ト) 事業者、学生との連携

① フードバンクに関する連携協定を締結している市内スーパーにおいて、市内の大学や高校に通う学生と店頭フードドライブイベントを実施する。

② 市民が食品ロスの削減についての関心を持ち、取組を行う契機となるよう、市内に店舗を持つスーパーマーケットと連携し、市民センター等でエコ料理教室を開催する。

③ 市内の大学と協働し、家庭で余りがちな食品を使った「食べきりレシピ」の考案を依頼し、食品ロス特設サイト等で紹介する他、レシピカードを連携するスーパーマーケットの県内店舗に設置する。

(カ) イベントの実施

① はつかいち環境フェスタ 2026 へ出展し、食品ロス削減に関するパネル展示やステージにより、来場者へ食品ロスの削減やごみの減量に関して呼びかけ、啓発を行う

② 「はつかいちmottainai 大作戦」の関係各課と合同で、第35回はつかいち桜まつりに出展し、食品ロス削減協力店等のPRを行う機会とする。

(キ) 実態調査等

① 燃やせるごみの組成調査を実施し、食品ロスの発生状況や食品ロス削減に向けた取組の効果を検証する。

12 ごみの資源化計画

(1) 処理過程における資源化の方法

ア 可燃ごみは、はつかいちエネルギークリーンセンターで焼却し、発電及び場外余熱利用を行う。

イ 可燃ごみに混入された鉄分及びアルミは、はつかいちエネルギークリーンセンターで選別し資源化する。

ウ 大型ごみ、小型及び複雑ごみは、はつかいちエネルギークリーンセンターまたは宮島清掃センターで破碎、選別し資源化を図る。

エ 古紙、ペットボトル、プラスチック容器、びん・かん類等の資源ごみは、はつかいちリサイクルプラザで選別し、(公財)日本容器包装リサイクル協会ほか、各資源の再生業者・資源回収業者に売却または譲渡し、資源化する。

オ 有害ごみは、はつかいちリサイクルプラザで選別し、(公社)全国都市清掃会議の広域計画に従い、野村興産(株)において適正に処理、資源化する。また、使用済み乾電池については、市役所及び支所でボックス回収、市民センターで窓口回収を実施している。

カ 排出された剪定枝はチップ化またはそのままの状態、燃料材として活用する業者に売却または譲渡する。

(2) その他の資源化の方法

ア 小型家電回収ボックスの設置

・市役所及び各支所に小型家電回収ボックス等を設置し、回収した小型家電は市内認定事業者へ引き渡し、リサイクルする。

イ 小型家電の宅配回収サービス実施事業者との連携

・協定締結先であるリネットジャパンリサイクル(株)が行う小型家電の宅配回収サービスに関する啓発を

施する。

ウ かき笥の処理事業者との連携

- ・かき笥の竹を、固形状一般廃棄物処分量の許可事業者である広島炭化工業(株)と連携し資源化する。

《参考資料》

1 固形状一般廃棄物（家庭系）収集運搬委託業者

委託業者名	区域	備考
(有)安芸クリーナー	廿日市地域	収集運搬業
(有)サイキクリーナー		〃
(株)廿日市クリーナー		〃
寿総業(株)		〃
(株)ヒロハイ・コーポレーション	佐伯地域	〃
(有)西部パブリック	吉和地域	〃
(株)山形	大野地域	〃
(有)大野クリーンサービス		〃
(有)水野産業		〃
(有)宮島総業	宮島地域	〃

2 固形状一般廃棄物処理許可業者

番号	許可業者名	許可区域	備考
101	(有)安芸クリーナー	廿日市地域	収集運搬業
102	(株)ISC	廿日市地域・佐伯地域	〃
103	(有)サイキクリーナー	廿日市地域	〃
104	(株)廿日市クリーナー	〃	〃
105	寿総業(株)	〃	〃
106	佐伯清掃(有)	〃	〃
107	松岡クリーナー(株)	〃	〃
108	都市環境サービス(株)	廿日市地域・吉和地域	〃
109	(有)A. works	廿日市地域・佐伯地域	〃
111	(株)大栄クリーナー	廿日市地域・佐伯地域	〃
112	(株)スナダ	廿日市地域・大野地域 宮島地域	収集運搬業 (FRP廃船限定)
113	(有)エスケー産業	廿日市地域・佐伯地域	収集運搬業
114	安田金属(株)	廿日市地域・佐伯地域	〃

115	竹本商会	佐伯地域	〃
116	(有)裕企画	〃	〃
117	(株)ヒロハイ・コーポレーション	〃	〃
119	(有)広島ガーベージクリーナー	〃	〃
120	西部環境(有)	吉和地域	〃
121	(有)西部パブリック	〃	〃
123	(株)山形	大野地域	〃
124	(有)大野クリーンサービス	〃	〃
125	(有)水野産業	〃	〃
126	(有)宮島総業	宮島地域	〃
127	(公社)廿日市市シルバー人材センター	市内全域	収集運搬業 (大型ごみ・特定家庭用 機器限定)
401	広島炭化工業(株)	市内全域	処分業 (かき笈の竹限定)

3 液状一般廃棄物収集運搬委託業者

委託業者名	区域	備考
(株)西日本企業	廿日市地域	収集運搬業
富士企業(株)	〃	〃
寿総業(株)	〃	〃
佐伯清掃(有)	〃	〃
キュウセツAQUA(株)	宮島地域	〃

4 液状一般廃棄物処理業許可業者 ※許可番号()は浄化槽清掃業許可番号

番号	許可業者名	許可区域	備考	収集区分
201 (301)	(株)西日本企業	廿日市地域	収集運搬業	浄化槽汚泥
202 (302)	富士企業(株)	廿日市地域・大野地域	〃	浄化槽汚泥(廿日市地域) し尿及び浄化槽汚泥 (大野地域)
203 (303)	寿総業(株)	廿日市地域	〃	浄化槽汚泥

204	(304)	佐伯清掃(有)	〃	〃	〃
205	(305)	(株)ヒロエー	廿日市地域・宮島地域	〃	浄化槽汚泥
206	(306)	(有)佐伯清掃サービス	佐伯地域	〃	し尿及び浄化槽汚泥
207	(307)	(株)クリンプロ	吉和地域	〃	〃
208	(308)	(株) I S C	宮島地域	〃	浄化槽汚泥
210	(310)	寿建物総合管理(株)	〃	〃	〃
211		中日本航空(株)	〃	〃	〃